

ID: 26

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第25条		
例 規 番 号	平成17年条例第14号		
【根拠条文】 (罰則) 第25条 詐欺その他不正な行為により、この条例に定める加入負担金又は利用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日